

出資金 概要説明書

東山口信用金庫

◆出資金とは何ですか。預金や株式とどう違うのですか。

- お客様が会員となっていただくには、出資者としての持分（金額）を所定の手続きにより当金庫に出資していただくことが必要となります。この持分を出資といいます。
- 出資は株式会社の株式に相当するものですが、性質は全く異なります。株式のような流通性はなく、自由に売買できるものではありません。また、預金とは違い、すぐに換金することも出来ませんし、預金保険の対象外です。
- 会員の方々には、出資金額にかかわらず「一人一票制」という民主的方法で経営に参画いただく権利が与えられます。これは、利殖目的でなく、当金庫の経営姿勢に賛同していただき、支えていただく、信用金庫を利用していただくという意味があります。

※ 当金庫では本来の出資金目的から、1人の方の多額な出資申込についてはお断りする場合がございます。

◆出資金の増口や譲渡はできますか。

- すでに信用金庫の会員になって頂いている方は、追加出資して出資金を増加させることができますが、これを「増口」といいます。
一方、会員の方が有する出資金を、他の会員の方または会員となる資格を有する方に譲り渡すこともできます。これを「譲渡」といい、譲渡する割合によって「一部譲渡」と「全部譲渡（脱退）」に分けられます。

◆配当金はどのように計算されるのですか。

- 配当金は、出資金に総代会で決議された配当率を乗じて算出します。ただし、加入・増口が事業年度途中に行われた時は、加入・増口の日から事業年度末までの日割で計算します。また、事業年度途中で出資持分を譲渡された時は、その年度の配当金は全額、譲受人に支払われることとなります。

◆**配当金に税金はかかるのですか。**

- 原則20%の源泉徴収がなされます。

◆**配当金は必ずもらえるのですか。**

- 出資金は信用金庫の資本の基礎となっています。事業年度毎に剰余金の配当が出来る時は、出資残高に応じて公正に配当します。ただし、配当可能な剰余金がない場合などで、配当がされない場合もあります。前年度の出資金の配当率は毎年通常総代会で決めます。
なお、死亡や地区外への転居、会社の解散などにより法定脱退された場合は、原則として配当を受けられません。
また、出資金を他の方に譲渡された時は、配当を受ける権利は譲受人に移行します。

◆**配当金はどのように支払われるのですか。**

- 会員の方は、「剰余金配当請求権」を有することになります。これは、事業年度において信用金庫に剰余金が生じた場合に会員はその分配、つまり配当金を受取ることができるという権利です。
配当金のお受取りについては、事業年度末（3月末）現在の会員が対象となり、総代会（毎年6月開催）での剰余金処分案承認決議後に受取りが可能となります。実際は、総代会の終了後に郵送させて頂く「配当金支払通知書」により確認することができます。

◆**出資金と貸金の相殺はできますか。**

- 信用金庫の出資金には、財産権の他に、信用金庫を利用する権利である身分的要素がありますので、原則としてできません。
但し、貸金の弁済、貸金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6月以内にその義務を履行しない時、法令若しくは当金庫の定款に違反し、当金庫の事業を妨げ又は当金庫の信用を失わせるような行為をした場合は、総代会での除名承認決議後、法定脱退を行い貸金との相殺をすることもございます。

◆出資証券とは何ですか。

- 会員の持分（金額）を表す証券です。この出資証券は市場に公開されていないため、売買することはできません。譲渡する場合は、出資の譲渡手続きをして頂くこととなります。
- 信用金庫は出資の払込をしていただいた会員に対し、出資証券を発行します。出資証券は、その所持人が信用金庫の会員であることを証明するために発行するものです。（これを「証拠証券」といいます）

※ この点で、出資証券は株式会社が発行する株券のように、証券自体がその権利を有する有価証券とは性質が異なるものであるといえます。

◆出資証券を紛失してしまった場合どうしたら良いですか。

- 原則として、連帯保証人 1 名以上の連署押印のある「再交付通帳等受取書」を提出していただいた上で再発行させていただきます。尚、紛失されてから再発行までの期間は譲渡できませんのでご注意ください。

◆いつでも会員の脱退はできますか。

- 会員からの出資金の譲渡や脱退手続きには、長時間を要する場合がございますのでご注意ください。
- 脱退とは、信用金庫の会員でなくなることをいいます。脱退には「自由脱退」と「法定脱退」の2種類があります。それぞれの内容は次のとおりです。

【自由脱退】

- 持分の全部（出資全額）を譲渡して、会員をやめることを「自由脱退」といいます。

自由脱退の場合、一定の期間に譲受人がいなかったときは、信用金庫が譲り受けることとなります。

信用金庫が持分の全部を譲り受ける時期は、脱退の請求のあった日から6ヶ月経過後の事業年度末（3月末日）です。具体的には、9月30日までに脱退請求をされたときは、翌年の3月の最終営業日に、10月1日以降に脱退請求されたときは、翌々年の3月の最終営業日になり、原則として4月の第一営業日に持分の全部を指定口座に入金いたします。

※ 信用金庫法により、信用金庫が持分（出資金）を譲り受けることができる場合は、持分の全部（出資金額）を譲渡して、会員をやめる「脱退」に限られます。

【法定脱退】

• 当金庫の地区外に転居する、会員の死亡、破産等により会員たる資格を失うことを「法定脱退」といいます。

法定脱退（除名を除く）の場合、当該事業年度末までに法定脱退処理を行います。出資金の支払は、財産の確定時期を期末とみなし4月の第一営業日以降、お受取手続きを経てお支払いいたします。なお、法定脱退の場合は、当該年度の配当金は受けられません。

◆地区外に引越しをしても会員でいられますか。

• 会員ではられません。会員たる資格を満たさなくなってしまうため、法定脱退となります。したがって、新たにご融資させていただくことができなくなります、但し、ご融資中である場合にはやむを得ない事由として、そのままご返済を継続していただけます。

※ 但し、地区外に引越された場合でも、当金庫地区内で勤務又は営業されている方は会員の資格がございます。

以上

出資金・会員制度についてのご質問等は、お近くの営業店窓口あるいは総務部(TEL 0820-22-3502)までお問い合わせください。